

## 被災者の救済について（那覇市）

被害を受けられた市民の皆様の一日も早い復旧をお祈りし、お見舞い申し上げます。

1	災害対策本部設置時の総合窓口	市民生活安全課（TEL862-9955）	本庁舎 1 階
---	----------------	----------------------	---------

被害に関する法律相談について案内します。

\*下記の項目以外で担当部署が分からない場合の問い合わせ先になります。

2	り災証明書の交付	市民防災室（TEL861-1102）	本庁舎 5 階
---	----------	--------------------	---------

災害見舞金や各種保険請求等に使用するための証明として、り災証明書を発行します。

\*車両の被害についての証明が必要な場合には、り災届出証明書を発行します。

3	災害見舞金の支給	福祉政策課（TEL862-9002）	本庁舎 2 階
---	----------	--------------------	---------

災害により住家の全焼全壊、半焼半壊、床上浸水の認定を受けた場合、又は死亡、重傷の被害を受けた場合は、申請により災害見舞金を支給いたします。 \*手続きの際には「り災証明書」等の書類が必要になります。 \*店舗を対象とした支給ではありませんのでご了承下さい。

4	災害時電話市民健康相談	地域保健課（TEL853-7962）・健康増進課（TEL853-7961）	那覇市保健所内
---	-------------	---------------------------------------	---------

災害により被災した市民に対して、電話による健康相談を実施し、必要に応じて面接による健康相談や関係機関への紹介等を行います。

5	国保保険税の減免	国民健康保険課（TEL862-4262）	本庁舎 1 階
---	----------	----------------------	---------

災害により、直接居住の用に供する住宅又は日常使用する家財について被害を受けた国民健康保険加入世帯の内、納付が困難な世帯について、損害の程度に応じ国保税の軽減又は免除を受けることができます。

6	証明発行手数料の免除	ハイサイ市民課（TEL862-3274）	本庁舎 1 階
---	------------	----------------------	---------

「り災証明書」を有する被災者に対しては、災害を受けた日から原則 1 年以内の申請に限り、ハイサイ市民課(真和志・首里・小緑支所含む)が交付する住民票の写し等各種証明書(税務関係証明書は除く)の手数料を免除することができます。

7	国民年金保険料の免除	ハイサイ市民課国民年金 G（TEL861-6901）	本庁舎 1 階
---	------------	----------------------------	---------

国民年金の第 1 号被保険者が災害により被害を受けた場合、被害の程度に応じて、国民年金保険料が免除される場合があります。 \*手続きの際には「り災証明書」等の書類が必要になります。

8	災害時のごみ収集	クリーン推進課（TEL889-3567）	南風原町字新川
---	----------	----------------------	---------

災害時には必要に応じ、ごみ収集の相談をお受けします。

9	被災ごみの持ち込み	那覇・南風原クリーンセンター（TEL882-6701）	
---	-----------	-----------------------------	--

住家からの被災ごみ持ち込み、被災ごみの分別についての相談をお受けします。 \*手続きの際には「り災証明書」等の書類が必要になります。

10	建物周辺への消毒薬散布	環境衛生課（TEL951-1530）	南風原町字新川
----	-------------	--------------------	---------

床上、床下浸水の被害を受けた建物周辺の消毒薬散布を行います。

11	し尿汲み取り手数料の扶助	クリーン推進課（TEL889-3567）	南風原町字新川
----	--------------	----------------------	---------

災害時のし尿汲み取り手数料扶助金支給についての相談をお受けします。

12	児童生徒の就学援助	教育委員会 学務課（TEL917-3505）	本庁舎 11 階
----	-----------	------------------------	----------

被災された児童生徒に対する就学援助の相談をお受けします。

13	保育料減免	こどもみらい課（TEL861-6903）	本庁舎 3 階
----	-------	----------------------	---------

公立保育所又は認可保育所に通う児童の属する世帯が災害により著しい損害を受け保育料の納入が困難となった時、減免することができます。

14	児童扶養手当支給費	子育て応援課（TEL861-6951）	本庁舎 3 階
----	-----------	---------------------	---------

災害により被害を受けた方で「支給停止」になっている児童扶養手当受給者世帯について、損害の程度に応じ、児童扶養手当の支給を受けることができます。

\*手続きの際には「り災証明書」等の書類が必要になりますのでご注意ください。

15	母子及び父子家庭等医療費助成	子育て応援課 (Tel861-6951)	本庁舎 3階
----	----------------	----------------------	--------

災害により被害を受けた方で「助成支給停止」になっている母子及び父子家庭等について、損害の程度に応じ、医療費の一部負担金について助成を受けることができます。

\*手続きの際には「り災証明書」等の書類が必要になりますのでご注意ください。

16	介護保険料の減免	ちゃーがんじゅう課 (Tel862-9010)	本庁舎 2階
----	----------	-------------------------	--------

65歳以上の方又はその属する世帯の生計を主として維持する者が所有し直接住居の用に供する住宅又は日常生活使用する家財について、風水害等による被害を受けた時は介護保険料の減額又は免除することができます。

\*手続きの際には「り災証明書」等の書類が必要になります。

17	障害福祉サービス費の減額	障がい福祉課 (Tel862-3275)	本庁舎 3階
----	--------------	----------------------	--------

災害による被害のため障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認められる方は、費用の減額をすることができます。 \*手続きの際には「り災証明書」等の書類が必要になります。

18	市営住宅の一時使用	市営住宅課 (Tel951-3242)	本庁舎 8階
----	-----------	---------------------	--------

火災、台風、震災等により被災した方で、住家の部分焼(壊)、床上浸水以上の罹災証明書を発行された場合について、一時的な市営住宅使用の相談をお受けします。

19	市県民税の減免	市民税課 (Tel861-3328)	本庁舎 3階
----	---------	--------------------	--------

災害により被害を受けた方は、被害の程度に応じ、市県民税の減免ができます。又、雑損控除の申告により所得控除が受けられます。

ただし、市県民税は前年度の収入を基礎とするため、雑損控除の申告は翌年となります。

20	事業所税の減免	資産税課 (Tel862-5320)	本庁舎 3階
----	---------	--------------------	--------

災害により事業所用家屋の損害を受けた者は、損害の程度に応じ、事業所税の減免ができます。

21	固定資産税の減免	資産税課 (Tel862-5320)	本庁舎 3階
----	----------	--------------------	--------

災害により被害を受けた方は、損害の程度に応じて固定資産税の減免ができます。

22	納税の猶予相談	納税課 (Tel861-6902)	本庁舎 3階
----	---------	-------------------	--------

納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害の被害を受けた時は、原則1年間徴収を猶予(又は分割納付)することができます。

\*徴収を猶予した場合、猶予した期間にかかる延滞金については、免除することができます。

23	水道料金の減免	上下水道局お客様センター (Tel941-7804)	上下水道局 1階
----	---------	----------------------------	-------------

災害により被害を受けた方は、被害の程度に応じて水道料金の減免ができる時がありますので、ご相談をお受けします。\*手続きの際には「り災証明書」等の書類が必要になります。

24	市有地賃料の減額・免除	管財課 (Tel862-9904)	本庁舎 5階
----	-------------	-------------------	--------

那覇市有地を賃借されている方で、地震・火災・災害等の災害により、その土地が被害を受けた時は、状況に応じ、市有地賃料を一時的に減額・免除することができます。

25	医療費の減免等	市立病院医事課 (Tel884-5111)	古島 2-3 1-1
----	---------	-----------------------	------------

災害その他の理由により生計が困難となった者で、理事長が認めたものについて、必要に応じて支払いの猶予、分割納入又は減免を行うことができます。

\*手続きの際には「り災証明書」等の書類が必要になります。